

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則 (令和2年静岡市規則第91号)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（令和2年静岡市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した禁止区域の名称及び区域
- (2) 禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した禁止区域の名称
- (2) 禁止区域の指定の変更又は解除の内容
- (3) 禁止区域の指定の変更又は解除の効力が生じる日

(生活環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等)

第4条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める客引き行為等は、禁止区域に接する土地又は建物において事業を行う事業者等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル（当該土地又は建物が接する禁止区域の部分の幅が4メートル未満である場合にあっては、当該幅の4分の1に相当する距離）までの範囲の禁止区域内の場所において行い、又は行わせる客引き行為等（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- (2) 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる方法による客引き行為等

(客引き行為等対策指導員)

第5条 市長は、客引き行為等の禁止に関する指導その他の事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員を置く。

2 客引き行為等対策指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等対策指導員は、第1項の事務に従事するときは、客引き行為等対策指導員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告書)

第6条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

（命令書）

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

（身分証明書）

第8条 条例第13条第2項の証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

（公表）

第9条 条例第14条第1項の規定による公表は、当該公表の対象となる者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに公表の原因となる事実その他必要な事項を公告するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第14条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表の対象となった者に対し、公表通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（過料の処分の手続等）

第10条 市長は、条例第18条の規定による過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対しあらかじめ告知書（様式第6号）によりその旨を通知し、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定による弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書（様式第7号）を提出して行わなければならない。

3 市長は、条例第18条の規定による過料の処分をするときは、過料処分決定通知書（様式第8号）により、当該処分を受ける者に通知する。

（過料の額）

第11条 条例第18条に規定する過料の額は、5万円とする。

（雑則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第4条から第11条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

		第	号
写 真	客引き行為等対策指導員証		
	所属名		
	氏 名		
		年	月 日
上記の者は、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則第5条第1項に規定する客引き行為等対策指導員であることを証明する。			
	年	月	日
	静岡市長	氏 名	印

（裏）

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（抜粋）

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、禁止区域に接する土地又は建物において事業を行う事業者等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で行う客引き行為等その他の市民等の安全かつ快適な通行又は利用に資する生活環境の確保に支障がないと認められるものとして規則で定める客引き行為等については、この限りでない。

（勧告）

第11条 市長は、第8条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（抜粋）

（客引き行為等対策指導員）

第5条 市長は、客引き行為等の禁止に関する指導その他の事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員を置く。

2 客引き行為等対策指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等対策指導員は、第1項の事務に従事するときは、客引き行為等対策指導員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

勧告書

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例第8条の規定に違反する行為があったため、同条例第11条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

- 1 違反日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 2 違反場所 静岡市 区
- 3 違反行為
- 4 勧告事項

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

命令書

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例第11条の規定による勧告に従わない事実があったため、同条例第12条の規定に基づき、次のとおり命令します。

- 1 違反日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 2 違反場所 静岡市 区
- 3 違反行為
- 4 命令事項

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第4号（第8条関係）

（表）

		第	号
写 真	身分証明書		
	所属名		
	氏 名		
		年	月 日
上記の者は、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例第13条第1項の規定による立入調査又は質問の権限を有する職員であることを証明する。			
	年	月	日
	静岡市長	氏	名 <input type="checkbox"/>

（裏）

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第13条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係する場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公表通知書

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例第14条第1項の規定による公表を次のとおり行つたので、通知します。

1 公表の内容

2 公表の理由

様式第6号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

告知書

あなたは、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例の規定に違反したことが認められましたので、同条例第18条第 号及び静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則の規定により、金5万円の過料処分を受けることになります。

この処分に先立ち、同規則第10条第1項の規定に基づき弁明の機会を付与しますので、弁明を行うときは下記期限内に別紙の弁明書（様式第7号）を提出してください。

記

違反の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反の場所	静岡市 区
違反事項	
弁明書の提出期限	年 月 日 ()

様式第7号（第10条関係）

弁明書

年 月 日

（宛先）静岡市長

弁明者 住所
氏名

（代理人を選任した場合）代理人 住所
氏名
電話番号

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

記

1 弁明の対象となる違反行為

2 弁明の内容

（注）

- 1 弁明者及び代理人の氏名欄には、弁明者及び代理人が署名し、又は記名してください。
- 2 弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

弁明書の提出期限	年 月 日（ ）
弁明書の提出先	
口頭による弁明	口頭による弁明が認められたときは、次の日時、場所に出頭してください。 出頭日時 年 月 日（ ）午前・午後 時 分 出頭場所
その他	1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。 2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明の出頭日時に出頭しないときは、弁明の機会を失います。

備考 この様式は、過料処分を告知した場所以外の場所において弁明書を受領する場合に使用するものとする。

様式第8号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

過料処分決定通知書

あなたは、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例の規定に違反したので、同条例第18条第 号の規定により、次の額の過料に処します。

過料の額	円
違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反の場所	静岡市 区
違反事項	

(注) 過料は、納付書によりお支払いください。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。